

中国(上海)自由貿易試験区内のサービス業開放措置

一、金融
1. 銀行(分類:J金融業-6620貨幣銀行サービス)
(1)条件を満たした外資金融機構が外資銀行を設立すること、条件を満たした外資金融機構と中国の民間企業が合弁銀行を設立することを認める。タイミングをみて限定免許銀行(RLBs)を試験的に設立させる。
(2)関連管理方法を構築した後、国内銀行のオフショア業務を認める。
2. 健康・医療保険(分類:J金融業-6812健康と傷害保険)
外資の健康・医療保険機構を試験的に設立させる。
3. ファイナンスリース(分類:J金融業-6631ファイナンスリース)
(1)ファイナンスリース企業が同試験区内に設立した単一機器・船舶のリースを運営する子会社に対し、最低登録資本金の制限を設けない。
(2)ファイナンス企業が主要業務と関連するファクタリング業務を展開することを認める。
二、水運
4. 国際海運(分類:G交通運輸、倉庫保管と郵政-5521国際海運)
(1)中外合弁、中外合作船舶運輸企業の外資出資比率制限を緩和し、国務院の運輸管理部門が関連の管理方法を作成する。
(2)中国企業が全部または一部を所有する他国籍船に対し、国内沿海港と上海港の間の輸出入貨物のコンテナ運輸に対するカボタージュ規制を撤廃する(注1)。
5. 国際船舶管理(分類:G交通運輸、倉庫保管と郵政-5539その他の水運関連サービス)
外資単独の国際船舶管理会社の設立を認める。
三、商業貿易
6. 付加価値通信業務(分類:I情報通信、ソフト、情報技術サービス-6319その他の通信業務、6420インターネット通信サービス、6540データ処理と保管サービス、6592コールセンター)
インターネット情報安全を守る前提で、外資企業が一部の付加価値通信業務(注2)を展開することを認める。ただ、法律を超える業務なら、国務院の認可が必要。
7. ゲーム機の販売とサービス(分類:F卸売りと小売り-5179その他機械および電子製品の卸売り)
外資企業がゲーム機の生産と販売を展開することを認める。文化主管部門の審査を通れば、国内販売は可能。
四、専門サービス
8. 弁護士サービス(分類:L賃貸と商業サービス業-7221弁護士と関連の法律サービス)
中国と海外(香港・マカオ・台湾)弁護士事務所のさらなる緊密な経営協力の方式を探る。
9. 信用調査(分類:L賃貸と商業サービス業-7295信用サービス)
外資信用調査会社の設立を認める。
10. 旅行社(分類:L賃貸と商業サービス業-7271旅行社サービス)
同試験区内に登録した、条件を満たした中外合弁旅行社が台湾以外の地域での旅行業務を展開することを認める。
11. 人材仲介(分類:L賃貸と商業サービス業-7262)
(1)中外合弁の人材仲介会社の設立を認める。ただ、外資側の株式は70%を超えてはいけない。香港・マカオによる単独資本の人材仲介会社の設立を認める。
(2)外資人材仲介会社の最低登録資本金を30万ドルから12万5,000ドルに引き下げる。
12. 投資管理(分類:L賃貸と商業サービス業-7211企業本部管理)
外資の投資株式会社設立を認める。
13. 建築設計(分類:M科学研究と技術サービス企業-7482建築工事計測・設計)
上海の顧客に建築設計サービスを提供する同試験区内の外資建築設計(計測を含まない)会社に対し、初めての資格審査の際に提供しなければならない設計実績に対する要求を撤廃する。
14. 建築サービス(分類:E建築業-47家屋建築業、48土木工事業、49建築物の施設取り付け業、50建物美化およびその他の建築業)
外資単独の建設企業が上海市内の中外協力の建築プロジェクトを請け負う場合、工事請負の会社に対する外資出資比率の制限を適用しない。
五、文化サービス
15. 芸能公演(分類:R文化、スポーツと娯楽業-8941文化娯楽マネジャー)
芸能会社の外資出資比率制限を撤廃し、外資単独の芸能会社の設立を認める。ただし、上海市内に活動を限定する。
16. 娯楽場所(分類:R文化、スポーツと娯楽業-8911歌・踊りなどの娯楽活動)
同試験区内に外資単独の娯楽場所を設立し、サービスを提供することを認める。
六、社会サービス
17. 教育トレーニング・就職技能トレーニング(分類:P教育-8291就職技能トレーニング)
(1)中外合作の営利の教育トレーニング機構の設立を認める。
(2)中外合作の営利の就職技能トレーニング機構の設立を認める。
18. 医療サービス(分類:Q衛生と社会事業-8311総合病院、8315専門病院、8330診療所)
外資単独の医療機構の設立を認める。

(注1)カボタージュ規制とは他国籍の船舶・飛行機が国内運航を禁じる規制。

(注2)通信業務は基礎通信業務と付加価値通信業務の2種類で、基礎通信業務は通信インフラ関連の業務、付加価値通信業務はコンテンツ関連の業務。

(出所)国務院の発表